

メーター情報管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、松江市上下水道局（以下「発注者」という。）が委託業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の第30条のメーター情報管理業務の概要について、特に必要な事項を定める。

(窓口業務)

第2条 使用者からの給水申込書（様式第2号）の申し出があり、メーター取付の要望（取付日の指定など）や水道メーター取替に関して使用者からのメーター取替作業日の要望および、取替後のメーターに関する問合せを受け、発注者に報告及び依頼すること。

2 メーターの取付又は撤去は、原則平日の午前8時30分から午後5時15分までであることを使用者に伝え、受注者は給水申込書（様式第2号）又は給水装置使用中止届（様式第5号）にメーター設置場所を記した地況図を添付し発注者に依頼すること。

3 メーター取替作業は原則平日の午前9時から午後4時30分までとし、時間外のメーター取替作業の要望には発注者と使用者の間で日程調整するため、発注者に報告すること。

4 使用中止状態（メーター撤去中）の給水設備に係る使用開始を受け付けた時は、給水申込書（様式第2号）にメーターを設置する場所を記した地況図を添付し、発注者にメーター取付を依頼すること。

(転居精算検針業務)

第3条 転居等で閉栓する場合、検定有効期限が近いメーターや屋内にあり閉栓中のメーターが管理できないメーターについては、所有者又は使用者に今後の使用予定を聞き取り、発注者に報告したうえで、メーター撤去等の指示を受けること。また、開栓する場合も検定有効期限を確認し、検定有効期限の近いメーターや検定有効期限満了であるメーターなどに該当する場合は、発注者に報告すること。

2 閉栓中で使用見込のないメーター（長期間閉栓状態も含む）については、所有者等に確認のうえ、発注者にメーターの撤去を依頼すること。なお、所有者等に連絡が取れない場合や引き続きメーター設置を希望する場合は、閉栓中に検定有効期限満了とならないよう発注者に情報を提供すること。

3 建物の解体等、明らかに水道を使用できない状態となった場合、所有者等を調査のうえ、発注者にメーターの撤去を依頼すること。

(電子計算業務)

第4条 メーター入出庫管理に関する電子計算業務

(1) 発注者が購入したメーターに関する情報を、容易に検索、閲覧できるように情報を更新すること。

(2) 給水申込書（様式第2号）及び給水装置使用中止届（様式第5号）によるメーターに関する情報の登録(抹消)を行うこと。

- (3) 不働・遅動・逆付け等でメーターを交換した場合は、関連する情報の更新を行うこと。

2 検満メーター取替作業に関する電子計算業務

- (1) 検定満期取替メーター関連データの更新処理を速やかに行い、データに異常（メーター番号重複、大幅な使用量の増減等）があった場合は、理由を示したうえで当該メーターの情報を更新せず、発注者に確認および修正を求めること。
 - (2) 使用者の住所、氏名、既設メーターの情報等及び取替前後の必要事項を記載できる検満メーター取替台帳を作成すること。
 - (3) 検満メーター取替の事前通知はがきを送付するため、検満メーター取替台帳を基に宛名シールを作成すること。
 - (4) 検満メーター取替台帳及び宛名シールについては、一部の地区(町単位)を指定して印刷することができ、発注者が印刷を依頼した時点で、最新の使用者情報を反映したものを発注者に提出すること。
 - (5) メーター取替完了通知を、メーター設置場所以外に送付する場合、使用者の情報と送付先を記載した帳票を作成すること。
 - (6) 検満取替予定で閉栓中の情報を記載した帳票を作成すること。
- (その他)

第5条 メーター取替後、メーター取替に起因すると疑われる給水装置の故障、漏水等を発見又は使用者等から連絡があった場合は、発注者に報告すること。

- 2 上下水道料金システムから出力し発注者へ提供する資料については「別表 3 帳票一覧表」のとおりとすること。